

# 福祉用具購入費助成事業

在宅生活を維持するために必要な福祉用具の購入に際し、その費用の一部を助成します。

## 要件

- 東洋町福祉サービス総合事業の対象者である(申請が必要です)
- 起居動作につかまりを要する状態にある者、  
または認知症の診断を受けている者
- 用具使用により日常生活動作の自立向上が見込まれる者
- 町税等の滞納がなく、町民税非課税の世帯である者
- 以下のいずれかを満たす者
  - ア. 他の制度での利用が困難な者
  - イ. 介護保険制度の利用が可能な状態であったとしても、福祉用具購入・貸与、住宅改修以外のサービスを利用する予定がない者
  - ウ. その他町長の認める者

## 助成の内容

- ①助成対象となる福祉用具は、本人の在宅生活の自立や負担軽減に資するもの、もしくは、介護者の負担軽減に資するものに限り、ます。
- ②助成額は、基準額の上限を50,000円とし、かかる費用の9割を助成します。(生活保護対象者については10割を助成します。)
- ③基準額を超えた金額については、対象者の負担とします。

お問い合わせ 東洋町地域包括支援センター ☎0887-29-3186